

（趣旨）

第 1 条 水管の取扱保存手入は、消防署長及び分署長（以下「署長等」という。）の指示又は承認を得た場合のほか本規程の定めるところによるものとする。

（種類）

第 2 条 水管は、常備水管及び演習用水管の 2 種に分ける。常備水管を積載水管並びに格納水管及び演習用水管に区分しておくものとする。演習用水管とは演習用に供する特定の水管をいう。

（水管の記号及び番号）

第 3 条 水管にはすべて布部に、記号及び番号を附するものとする。

（保管）

第 4 条 格納水管及び演習用水管は通風よく低温にして湿潤のおそれのない場所を選定しこれを蔵置するものとする。

（保存手入）

第 5 条 水管の保存手入は、次の 3 種とする。

- （1） 使用後保存手入
- （2） 毎月保存手入
- （3） 臨時保存手入

第 6 条 使用後の保存手入は、使用の都度次の各号の事項を行うものとする。

- （1） 使用水管は、洗滌執行直前まで水中において附着物の遊離を容易ならしめ、特に石けん水又は薬品混入等の悪水使用の場合は、完全にこれを洗除すること。
- （2） 水管の洗滌は、十分にこれを行い完全な乾燥を行うこと。
- （3） 布部破損個所の修繕、結合部の手入、整形並びに記号、番号の補整並びに折目を変更すること。

2 消防署長等は、前項によりがたいと認められる時は、この限りでない。

第 7 条 毎月保存手入れは、月 1 回以上晴天の日を選び、積載水管の積替及び格納並びに演習用水管の完全乾燥を行い必要ある場合は、これを洗滌してなお検査の上破損個所の修繕その他適当な保存手入れをしなければならない。

第 8 条 臨時手入は、雨天の際の出場により又換気不十分により湿気を帯びたもの及びその他については、署長において必要と認めるときは、第 6 条の規定に準じて臨時適当なる保存手入を行わなければならない。

（水管台帳）

第 9 条 消防署及び分署には、水管台帳（第 1 号様式）を備え水管番号順に必要事項を記載しなければならない。

（使用記録の報告）

第 10 条 消防署長等は、水管 1 年間の使用記録（第 2 号様式）を翌年 1 月 20 日までに消防長に報告するものとする。

（廃棄）

第 11 条 消防署長等は、焼損した水管又は使用不能の水管を廃棄しようとするときは、水管使用廃棄申請書（第 3 号様式）に現品並びに水管台帳の抄本を添付し消防長に報告しなければならない。

第 12 条 使用廃棄の承認を受けた水管台帳は別に一括その署に保管するものとする。

（配置管数の異動）

第 13 条 消防署長等は、配置水管数に異動を生じたときは、その都度消防長に報告するものとする。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日より施行する。

年 月 日

様

所 属
署 長



水管使用廃棄申請書	
購入年月日 番 号	
種 類	
廃 棄 の 理 由	
そ の 他	